平成２３年（フ）第６５８０号
大阪府阪南市箱作2878番地の11
債務者　鈴木　康太
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神原　亜子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月22日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６６５４号
大阪府高槻市栄町３丁目17番６号
債務者　ＹＯＳＡ　ＰＡＲＫ　ＣＯＮＮＥＣＴこと　馬詰かおり
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　幾波　博之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月22日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第３４９号
北海道二海郡八雲町富士見町68番地３　ハイツやくもＡ－４
債務者　五十苅美香
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第３８６号
北海道二海郡八雲町東雲町86番地　ニューシティマンション４号室
債務者　稲田　博子（旧姓川崎）
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第３８９号
函館市美原２丁目37番17号
債務者　小玉　栄次
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第３９６号
函館市湯川町２丁目33番18号
債務者　山下　勝稔
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第２１５号
群馬県太田市藪塚町3056番地
債務者　竹下　一郎
1　決定年月日時　平成23年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第４６３５号
大阪府枚方市藤阪中町22番７―202号
債務者　村田　直継
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７０３号
大阪府東大阪市高井田本通３丁目１番15号
グランソシエ高井田306号
債務者　山野　実夫
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５７０１号
大阪府寝屋川市池田１丁目28番20号
債務者　阪口貴美子
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５７０６号
大阪市鶴見区今津中４丁目１番27号　402
債務者　岡田　好史
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６２２９号
大阪府寝屋川市打上宮前町１番11―103号
債務者　梶原源一郎
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６２４４号
大阪市港区波除１丁目５番３―705号
債務者　伊賀　妙子
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６２８９号
神戸市西区伊川谷町別府113番地の13
債務者　亀田　美英
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６３７３号
大阪市住之江区浜口西３丁目１番２―202号
債務者　木村　武司
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６３９６号
大阪府東大阪市友井１丁目１番17号、事業所所在地大阪市中央区南船場１―16―23　パレロワイヤル順慶町411
債務者　イデア　デザイン　アソシエイツこと　工藤　史士
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６４６７号
大阪市浪速区日本橋西２丁目２番１―601号
債務者　岡村　　忠
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部